

令和5年4月25日

公 告

防衛省陸上自衛隊
福知山駐屯地業務隊長
織邊 浩之
(公印省略)

京都府福知山市天田無番地に所在する陸上自衛隊福知山駐屯地において実施される「令和5年度福知山駐屯地夏祭り」における野外壳店の設置及び営業を行う業者等を下記のとおり募集するので、関係事項を承知の上申し込まれたい。

記

1 応募に必要な資格等に関する事項

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有する者であること。
- (2) 暴力団及び暴力団員ではないこと、また暴力団と関係しないこと。（暴力団排除に関する誓約事項に同意出来る者）
- (3) 公的契約機関等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に法令違反等がないこと。
- (5) 過去に福知山駐屯地創立記念行事又は同駐屯地夏祭りにおいて駐屯地内に店舗した実績の無い業者については、第6項(2)に示す使用説明会に出席できること。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 使用許可期間等

- (1) 実施日：令和5年8月に実施予定の駐屯地夏祭り実施日（※）
- (2) 場 所：陸上自衛隊福知山駐屯地（京都府福知山市天田無番地）

※ 使用許可期間は、8月を予定しており、店舗の設置及び撤収を含むものとし、
国業務、緊急時（コロナ感染状況の拡大等）及び荒天等により、変更または中止
になる場合がある。

4 公募業種及び店舗数

- (1) 業 種： 食品類・飲料類（酒類除く。）、物品販売（雑貨、菓子類、地域物産品等）
 (2) 店舗数： 10店舗（基準）

5 野外壳店使用面積

設置予定地（58号隊舎周辺）	1店舗あたり19.8㎡【5.5m×3.6m】以内
設置予定地（108号隊舎周辺）	1店舗あたり19.8㎡【5.5m×3.6m】以内
設置予定地（108号隊舎周辺）	1店舗あたり19.8㎡【5.5m×3.6m】以内
設置予定地（厚生センター周辺）	1店舗あたり19.8㎡【5.5m×3.6m】以内
設置予定地（厚生センター周辺）	1店舗あたり33.0㎡【5.0m×6.6m】以内

6 募集要領等の配布・仕様説明会・応募受付

(1) 募集要領等配布

ア 期 間： 令和5年4月25日（火）～ 令和5年5月12日（金）

イ 場 所

- ・ ネット配布： 陸上自衛隊 中部方面隊 公式WEBサイト内での「調達情報」→「公募」ページ内

- ・ 直接配布： 陸上自衛隊福知山駐屯地 業務隊厚生科

※ 陸上自衛隊福知山駐屯地での直接請求の場合は、4月25日（火）～4月27日（木）、5月8日（金）～5月12日（金）の午前9時から午後5時までが対応可能

(2) 仕様説明会

ア 日 時： 令和5年5月15日（月） 午後2時～（予定）

イ 場 所： 陸上自衛隊福知山駐屯地 厚生センター（予定）

※ 仕様説明会に参加されない業者等の方は、公募に参加できません。
（ただし、以前に駐屯地行事に参加実績のある業者等を除く）

ウ 参加希望業者（各業者2名以内）は、5月12日（金）午前11時までに陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊厚生科に通知下さい。

(3) 応募受付

ア 期 間： 令和5年5月16日（火）～ 令和5年5月29日（月）

※ 土・日除く、各日、午前9時～午後5時まで

イ 場 所： 陸上自衛隊福知山駐屯地 業務隊厚生科

7 申込者の選定

提出された企画提案書等の書類選考により、総合的に審査を実施し採用業者を決定する。ただし、採用予定数を越えた応募があった場合は、上位得点等業者から決定する。

8 申込及び問合せ先

陸上自衛隊福知山駐屯地 業務隊厚生科

担当：江川（えがわ）

電話：0773-22-4141 内線328

募 集 要 領

陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊

募集要領

1 概 要

京都府福知山市天田無番地に所在する陸上自衛隊福知山駐屯地において実施される「令和5年度福知山駐屯地夏祭り」における野外交店の設置及び営業を行う業者等を以下に掲げる要件により募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）または同等の資格を有すること。
- (2) 暴力団及び暴力団員ではないこと、また、暴力団と関係しないこと。（暴力団排除に関する誓約条項に同意出来る者）
- (3) 公的契約機関等から取引停止の措置を受けている期間中の者等でないこと。
- (4) 過去に法令違反等がないこと。
- (5) 過去に福知山駐屯地創立記念行事又は同駐屯地夏祭りにおいて駐屯地内に出店した実績の無い業者については、第7項に示す説明会に出席できること。

3 設置及び営業条件

- (1) 設置方法
国有財産法第18条第6項に基づく使用許可
- (2) 設置場所
陸上自衛隊福知山駐屯地（京都府福知山市天田無番地）
- (3) 実施日時等（使用許可期間）
令和5年8月予定
※1 店舗の設置及び撤収を含む
※2 国業務、緊急時（コロナ感染の拡大等）及び荒天等により、中止又は実施日時等が変更になる場合がある。
※3 実施時間等は、別途連絡する。

4 募集業種及び店舗数

- (1) 公募業種
食品類・飲料類（酒類除く）、物品販売（雑貨、菓子類、地域物産品等）
- (2) 店舗数
10店舗（基準）

5 野外交店使用面積

設置予定地（58号建物周辺）	5店舗19.8㎡【5.5m×3.6m】以内
設置予定地（108号建物周辺）	3店舗19.8㎡【5.5m×3.6m】以内
設置予定地（厚生センター周辺）	1店舗19.8㎡【5.5m×3.6m】以内
設置予定地（厚生センター周辺）	1店舗33.0㎡【5.0m×6.6m】以内

6 その他 仕様書のとおり

7 説明会

(1) 日 時

令和5年5月15日（月） 午後2時から（予定）

(2) 場 所

陸上自衛隊福知山駐屯地 厚生センター
（都合により駐屯地内の別場所になる場合あり）

(3) 携行品

募集要領、仕様書、筆記具及び印鑑（認印可）

(4) 申 込

ア 説明会に参加希望される方は、準備の都合上、令和5年5月12日（金）午後5時までに、①業者名等 ②参加者氏名（1社2名以内）③連絡先住所及び電話番号をご連絡下さい。

※電話による申し込みの場合

4月25日（火）～4月27日（木）、5月8日（月）～5月12日（金）の午前9時から午後5時までが対応可能

※FAXによる申し込みの場合、申込期間内であれば随時受付

イ 連絡先

陸上自衛隊福知山駐屯地 業務隊厚生科 担当：江川（えがわ）

TEL：0773（22）4141【内線328】

FAX：0773（22）9549【直通】

8 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置及び経営を希望する者は、以下のとおり、アの提出書類をイの提出期限までにウの提出先に提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書：1部（別紙様式第1）

(イ) 企画提案書：1部（別紙様式第2）

※以下の事項について、必ず記載すること。

a 販売予定商品・販売予定価格表（別紙様式第3）

b 従業員管理及び出店時における安全管理

c 商品・サービスの不良に対するクレーム、トラブル等発生時の処置

d 防衛省・自衛隊における営業方針及び協力性

e 会社概要

f その他のアピールポイント

- (ウ) 企画提案書付属書類：1部
※販売予定商品カタログ（写真等）、その他企画提案書の具体的資料等
- (エ) 業務確約書（別紙様式第4）
- (オ) 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
- (カ) 財務諸表（直近のもの）
- (キ) 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
（個人：その3の2、法人：その3の3）
- (ク) 会社概要・営業経歴書（任意様式、パンフレット可）
- (ケ) 印鑑証明書
- (コ) 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（営業許可が必要な業種）
- (サ) 暴力団排除に関する誓約書（別紙様式第5）及び役員名簿（別紙様式第6）
但し、防衛省競争参加資格（全省庁統一規格）を有する者に限り、「資格審査結果通知書」の写しを(ウ)、(カ)及び(キ)に定める書類に代えることができる。

イ 応募期間等

令和5年5月16日（火）～ 令和5年5月29日（月）

※1 手交においては、土・日・祝日除く各日午前9時から午後5時までとする。

※2 郵送においては、応募期間内に必着とする。

ウ 提出先

〒620-8502 京都府福知山市天田無番地

陸上自衛隊福知山駐屯地 業務隊厚生科 担当：江川（えがわ）

(2) 応募上の注意事項

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とする。また、提出書類については、修正テープや修正液等を使用し修正しないこと。

- ア 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合
- オ 提出書類の提出後の変更（修正、差替、削除、追加等）
- カ その他違反と認められる場合

9 選考の方法

提出された企画提案書等の書類選考により、総合的に審査を実施し採用業者を決定する。ただし、採用予定数を超えた応募があつた場合は、上位得点業者から採用を決定する。

10 決定（内定）日

決定（内定）業者に個別連絡する。

11 業者決定（内定）後の手続き

決定（内定）後に別示する。

申請書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
福知山駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号または名称

代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人・個人

担当者氏名

電 話

F A X

京都府福知山市天田無番地に所在する陸上自衛隊福知山駐屯地において実施される「令和 5 年度福知山駐屯地夏祭り」における野外交店の設置及び営業を行うことについて出店を希望しますので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※登録印を使用して下さい。

企画提案書

商号または名称：

a	主な販売予定商品・販売予定価格表（別紙様式第３）		
b	従業員管理及び出店時における安全管理 （１）身元管理、健康管理及び衛生管理の処置（救急箱等の設置等） （２）火災予防及び火災対処の処置 （３）テントの倒壊その他周囲への危険防止の処置		
c	商品・サービスの不良に対するクレーム、トラブル等発生時の処置		
d	防衛省・自衛隊における営業方針及び協力性		
e	会社概要・営業経歴等 （１）会社所在地 （２）資本金 （３）店舗数 （４）設立年月日 （５）社員数 （６）売上高 （７）主な出店場所（他駐屯地出店実績等）		
f	その他アピールポイント （１）他の企業に負けない商品の魅力及び独自性 （２）価格に対する割安感		

※価格は税込

[illegible]

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊

福知山駐屯地業務隊長 殿

「令和5年度福知山駐屯地夏祭り」における野外交店の設置及び営業の応募に
関し仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約いたします。

本社（店）所在地

商号または名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名

電 話

F A X

※申請印は登録印を使用して下さい。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約相手として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式7により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長

近畿中部防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地
商号又は名称
代表者の氏名

役	員	名	簿
主事	佐々木	孝	一
主事	山田	五郎	二
主事	田中	三郎	三
主事	鈴木	次郎	四
主事	高橋	一郎	五
主事	渡辺	二郎	六
主事	松本	三郎	七
主事	伊藤	四郎	八
主事	清水	五郎	九
主事	石川	六郎	十
主事	山口	七郎	十一
主事	北村	八郎	十二
主事	西村	九郎	十三
主事	森下	十郎	十四
主事	岡田	十一郎	十五
主事	大塚	十二郎	十六
主事	小野	十三郎	十七
主事	長谷川	十四郎	十八
主事	斎藤	十五郎	十九
主事	高木	十六郎	二十
主事	坂井	十七郎	二十一
主事	水口	十八郎	二十二
主事	横山	十九郎	二十三
主事	尾花	二十郎	二十四
主事	山崎	二十一郎	二十五
主事	日守	二十二郎	二十六
主事	池田	二十三郎	二十七
主事	田嶋	二十四郎	二十八
主事	山根	二十五郎	二十九
主事	山手	二十六郎	三十
主事	山内	二十七郎	三十一
主事	山本	二十八郎	三十二
主事	山崎	二十九郎	三十三
主事	山田	三十郎	三十四
主事	山崎	三十一郎	三十五
主事	山田	三十二郎	三十六
主事	山崎	三十三郎	三十七
主事	山田	三十四郎	三十八
主事	山崎	三十五郎	三十九
主事	山田	三十六郎	四十
主事	山崎	三十七郎	四十一
主事	山田	三十八郎	四十二
主事	山崎	三十九郎	四十三
主事	山田	四十郎	四十四
主事	山崎	四十一郎	四十五
主事	山田	四十二郎	四十六
主事	山崎	四十三郎	四十七
主事	山田	四十四郎	四十八
主事	山崎	四十五郎	四十九
主事	山田	四十六郎	五十
主事	山崎	四十七郎	五十一
主事	山田	四十八郎	五十二
主事	山崎	四十九郎	五十三
主事	山田	五十郎	五十四
主事	山崎	五十一郎	五十五
主事	山田	五十二郎	五十六
主事	山崎	五十三郎	五十七
主事	山田	五十四郎	五十八
主事	山崎	五十五郎	五十九
主事	山田	五十六郎	六十
主事	山崎	五十七郎	六十一
主事	山田	五十八郎	六十二
主事	山崎	五十九郎	六十三
主事	山田	六十郎	六十四
主事	山崎	六十一郎	六十五
主事	山田	六十二郎	六十六
主事	山崎	六十三郎	六十七
主事	山田	六十四郎	六十八
主事	山崎	六十五郎	六十九
主事	山田	六十六郎	七十
主事	山崎	六十七郎	七十一
主事	山田	六十八郎	七十二
主事	山崎	六十九郎	七十三
主事	山田	七十郎	七十四
主事	山崎	七十一郎	七十五
主事	山田	七十二郎	七十六
主事	山崎	七十三郎	七十七
主事	山田	七十四郎	七十八
主事	山崎	七十五郎	七十九
主事	山田	七十六郎	八十
主事	山崎	七十七郎	八十一
主事	山田	七十八郎	八十二
主事	山崎	七十九郎	八十三
主事	山田	八十郎	八十四
主事	山崎	八十一郎	八十五
主事	山田	八十二郎	八十六
主事	山崎	八十三郎	八十七
主事	山田	八十四郎	八十八
主事	山崎	八十五郎	八十九
主事	山田	八十六郎	九十
主事	山崎	八十七郎	九十一
主事	山田	八十八郎	九十二
主事	山崎	八十九郎	九十三
主事	山田	九十郎	九十四
主事	山崎	九十一郎	九十五
主事	山田	九十二郎	九十六
主事	山崎	九十三郎	九十七
主事	山田	九十四郎	九十八
主事	山崎	九十五郎	九十九
主事	山田	九十六郎	一百

[illegible]

仕 様 書

陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊

仕様書（その１）

1 業務件名

「令和５年度福知山駐屯地夏祭り」における野外交売店の設置及び営業

2 業務内容

野外交売店の設置及び営業

3 実施業者の決定

本業務を行うものについては、陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、設置にかかる国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、近畿中部防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次に該当する場合は、使用許可を取り消し又は変更することがある。
国有財産使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部または一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

- (1) 丙は、乙に野外交売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
- (2) 一平方メートル当たりの使用料は、以下のとおりとする。

野外交売店日額：約６円／㎡（消費税込）

※上記金額は、令和４年度の実績であり確定ではない。

7 使用許可期間

令和５年８月予定

8 費用負担

丙は、本業務に伴う費用（光熱水料、ゴミ処理料等）の一切を負担する。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において野外売店を管理し火災、盗難の予防及び保安を常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することについて一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合またはその疑いがある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。また、37.5度以上、風邪様症状のある方は入場頂けません。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、または第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 業務仕様

- (1) 本業務の遂行にあたっては、甲等の指示に従うこと。
- (2) 野外売店の設置、移設及び撤去にかかる費用は、丙の負担とする。
- (3) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は営業許可を取得した後、販売すること。
- (4) 丙は商品の瑕疵等について利用者または甲等からの連絡を受けた場合は、自己責任において即時に対応すること。
- (5) 丙は、営業後、設置場所周辺の清掃を行い衛生管理についての責任を負うものとする。
- (6) 丙は、当日の営業実績（別紙）を行事終了後、10日以内に甲に報告するものとする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等及び丙の間で協議する。

15 仕様の細部

各店舗等の仕様の細部については、仕様書（その2）による。

仕様書（その2）

1 募集業種及び店舗数

(1) 募集業種

ア 食品類・飲料類（酒類除く。）

イ 物品販売（雑貨、菓子類、地域物産品等）

(2) 店舗数

10店舗（基準）

2 設置及び営業場所

京都府福知山市天田無番地

福知山駐屯地夏祭り 駐屯地野外売店会場

3 設置及び営業形態

1店舗19.8㎡（5.5m×3.6m）又は33.0㎡（5.0m×6.6m）

以内とし定められた面積の範囲内で使用すること。具体的な設置場所については、国が指定する。

4 設置及び営業期間

令和5年8月予定（店舗設置及び撤収含む。）

営業時間については、午後5時～午後8時（予定）

5 出店に係る費用等

(1) 国有財産使用料【仕様書（その1）のとおり】

(2) 電気料金【別示する「持込器材表」により申請し許可されたものについて電力を供給する。費用については別途、徴収する。供給可能電力量には限りがあり電気容量によっては許可できない場合がある。】

6 その他の営業条件

(1) 野外売店開設に伴う資材（テント、テーブル、照明器材等）については、応募業者自ら準備するものとする。

(2) 火気を使用する場合は必ず防火器材（消火器等）を設置するものとする。

(3) 会場では、油類（ガソリン、軽油、灯油等）を燃料とした発電機の使用は原則、不可とする。プロパンガス及び炭火の使用は可とする。

(4) 食品販売については、指定した期日までに菌検査（要領等別途）を行い実施結果を行事開催日までに福知山駐屯地業務隊長に通知すること。また、衛生資材（手洗い及び消毒液等）を必ず設置するものとする。

(5) 調理用水については、水缶等により持参すること。

(6) 出店者は、必ず来場客のためのゴミ箱を設置することとし、営業において発生したゴミ及び廃棄物は持ち帰り処分すること。

(7) 国業務、緊急時及び荒天等により中止または実施日時等が変更になる場合がある。

(8) 防火管理

管轄消防署への届出及び防火管理教育の実施

(9) 衛生管理

- ア 管轄保健所への届出及び衛生管理教育の実施
- イ 手洗いの確行、マスク着用及び消毒液等衛生資材の準備
- ウ 菌検査の実施（検査結果を事前に提出：検査項目は別途）
- エ 都道府県知事等の営業許可諸等の写し提出（営業許可等が必要な業種）

(10) 記載のない事項については、その都度、甲と丙が協議するものとする。